

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	後期高齢者医療保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小川町は、後期高齢者医療保険関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

小川町長

公表日

平成28年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険関係事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、対象者の資格管理、医療給付に関する申請及び届出の受付、保険料の賦課管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定に必要な要件の情報照会
③システムの名称	システム1「小川町業務システム」 後期高齢者医療システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム システム2「後期高齢者医療広域連合電算処理システム」 標準システム ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。
2. 特定個人情報ファイル名	
システム1「小川町業務システム」に関するファイル名 後期高齢者宛名情報ファイル 後期高齢者特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル システム2「後期高齢者医療広域連合電算処理システム」に関するファイル名 後期高齢者医療関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第59項 並びに内閣府・総務省令第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第80、81、82項 別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第83項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長	町民課長 小澤孝
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	小川町総務課(住所:埼玉県比企郡小川町大字大塚55 電話:0493-72-1221)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	小川町町民課(住所:埼玉県比企郡小川町大字大塚55 電話:0493-72-1221)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年2月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年2月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 5②所属長	町民生活課長 島田洋一	町民生活課長 小澤孝	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない。
	I 1③システムの名称	後期高齢者医療システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム	システム1「小川町業務システム」 後期高齢者医療システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム システム2「後期高齢者医療広域連合電算処理システム」 標準システム ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。	事後	平成27年5月、厚労省から標準システムの窓口端末について記載内容を追記する指示があったため。
	I 2. 特定個人情報ファイル名	後期高齢者宛名情報ファイル 後期高齢者特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル	システム1「小川町業務システム」に関するファイル名 後期高齢者宛名情報ファイル 後期高齢者特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル システム2「後期高齢者医療広域連合電算処理システム」に関するファイル名 後期高齢者医療関連情報ファイル	事後	平成27年5月、厚労省から標準システムの窓口端末について記載内容を追記する指示があったため。
平成28年4月1日	I 5①部署	町民生活課	町民課	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない。
	I 5②所属長	町民生活課長 小澤孝	町民課長 小澤孝	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない。
	I 8. 連絡先	小川町町民生活課(住所:埼玉県比企郡小川町大字大塚55 電話:0493-72-1221)	小川町町民課(住所:埼玉県比企郡小川町大字大塚55 電話:0493-72-1221)	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない。